

日本の安全保障政策

積極的平和主義

はじめに

日本の平和と安全を維持し、その存立を全うすることは、政府の最も重要な責務です。また、日本の安全保障政策を高い透明性をもって示すことも政府が果たすべき役割です。

日本は、戦後70年以上にわたり、平和国家として歩んできました。自由、民主主義、人権、法の支配を擁護し、地域そして世界の平和と繁栄に貢献してきました。日本の安全保障政策は、この歩みの延長上にあり、平和国家としての根幹は不変です。

一方、日本を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による核・ミサイル開発の継続等に見られるように、一層厳しさを増しています。さらに、サイバー攻撃や国際テロのように、脅威は容易に国境を越えてくるようになってきました。今や、どの国も、一国のみで自らの平和と安全を確保することはできません。国際社会もまた、日本が国際社会の平和と安定のために一層積極的な役割を果たすことを期待しています。

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」は、このような現実を背景に、日本政府が掲げる日本の国家安全保障の基本理念です。日本は、日本の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄にこれまで以上に積極的に寄与していく考えです。

日本の平和国家としての歩み

日本は、戦後一貫して平和国家としての道を歩み、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定を実現してきました。日本の安全保障政策は、この歩みの延長上にあります。

● 人間の安全保障の理念に立脚した途上国への開発協力

日本は、人間の安全保障の理念に基づき、持続可能な開発目標(SDGs)を含む持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に向けた努力を始め、日本らしい開発協力を実施しています。多くのアジア諸国は、こうした日本の協力も支えとなり、安定と経済成長を達成し、民主主義を実現してきました。



写真提供：今村健志朗 / JICA

● 地球規模課題への取組

日本は、貧困、気候変動、地球環境問題、女性、保健、教育、防災、水・衛生、農業といった様々な地球規模課題に積極的に取り組んでいます。日本は、国際的なルールづくりを主導するとともに、途上国の能力構築支援などを通じ、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献しています。



2015年9月
持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットで演説する安倍総理
© 内閣広報室

● 軍縮・不拡散の取組

日本は、「核兵器のない世界」の実現に向け、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の主導、国連総会への核兵器廃絶決議の提出、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始等に向けた働きかけなど、国際社会による核軍縮・不拡散の議論を主導しています。また核セキュリティ、小型武器を含む通常兵器の分野でも中心的な役割を果たしています。



第8回軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)外相会合(於：広島)

● 自衛隊による貢献

日本の自衛隊は、1991年にペルシャ湾で機雷の掃海を行って以降、国際社会の平和を確保するために様々な貢献を行っています。

国連PKO、国際緊急援助活動、インド洋上での補給支援活動、イラクでの人道復興支援活動はその一例です。近年では、アデン湾における海賊対処活動や2015年のネパール地震の際の自衛隊部隊による医療活動などを行い、国際社会の信頼を得ています。



ネパールに派遣された国際緊急援助隊(医療援助隊)の活動 © 防衛省

日本を取り巻く安全保障環境と課題

パワーバランスの急激な変化、テロやサイバーなど新たな脅威の出現、厳しいアジア太平洋地域の安全保障環境など、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。また、脅威は容易に国境を越えていきます。

- ▶ 核兵器国を含む大規模な軍事力を持つ国家等が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されていない。
- ▶ 北朝鮮による核・ミサイル開発の継続や挑発行為。
- ▶ 中国による透明性を欠いた軍事力の強化、海空域における活動の活発化。

アジア太平洋地域



©Imaginechina/時事通信フォト



©朝鮮通信=時事

- ▶ パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展。
- ▶ 大量破壊兵器等の拡散、国際テロや海洋、宇宙、サイバー空間におけるリスクなど国境を越える脅威の出現。
- ▶ 貧困、開発課題などの「人間の安全保障」に関する問題やグローバル経済のリスクの拡大。

グローバル



日本の安全保障政策の基本方針

日本は、平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際社会の主要プレーヤーとして、米国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、「積極的平和主義」を実践していきます。

日本を取り巻く状況の変化

脅威の拡大・拡散

- 世界のパワーバランスの変化
- 国境を越える新たな脅威
- 厳しさを増すアジア太平洋地域の安全保障環境

【現状】

世界のどの地域で発生する事象も、日本の平和と安全に影響を及ぼし得る

日本の役割への期待、国連軍

- 戦後及び冷戦期、日本に対する安全保障における国際的役割は期待されず
- 「国連軍の創設」という理想

【現状】

- 日本の役割に対し、高まる国際社会の期待
- 国連軍創設の見通しなし

現在の世界的な課題

現在の世界では、どの国も一国で自らの平和と安全を維持することができない
(同盟国・有志国との連携や国連の集団安全保障措置の重要性が増大)

日本の基本方針

国際協調主義に基づく「**積極的平和主義**」の立場から、日本の安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与する

- 平和国家としての歩みを堅持
- 国際政治経済の主要なプレーヤーであり続ける
- 米国を始めとする関係国と緊密に連携

日本の安全保障政策の新たな取組

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を基本理念として、外交・安全保障体制を強化するための以下の新たな取組を実施・推進しています。

● 国家安全保障会議（NSC）の設置（2013年12月4日）

外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議（NSC：National Security Council）を設置しました。内閣総理大臣のリーダーシップの下、外交・安全保障に関する様々な課題について、平素から機動的に実質的・戦略的な議論を行っています。

● 国家安全保障戦略（NSS）の策定（2013年12月17日 閣議決定）

外交・防衛政策を中心とする国家安全保障政策の基本方針として、日本として初めての「国家安全保障戦略（NSS：National Security Strategy）」を策定しました。国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の内容を具体的に示すものです。

● 防衛計画の大綱の策定（2013年12月17日 閣議決定）

前回の防衛計画の大綱（2010年12月）を策定後、安全保障環境が一層厳しさを増したことを受けて、国家安全保障戦略を踏まえて新たな防衛計画の大綱を策定しました。

● 防衛装備移転三原則の策定（2014年4月1日閣議決定）

防衛装備の海外移転について、新たな安全保障環境に適合する明確な原則として、防衛装備移転三原則を策定しました。

● 平和安全法制の整備（2015年9月19日成立）

いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するための「平和安全法制」が成立しました。

● 国家安全保障戦略(NSS)

日本の安全保障の基本理念・国益・目標を示し、日本を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題を明らかにした上で、それらに対して日本がとるべき戦略的アプローチを明らかにしています。

【国家安全保障戦略の概要】

日本の国益と国家安全保障の目標

国益

- 日本の平和と安全を維持し、その存立を全うすること。
- 日本と国民の更なる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとする。
- 普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。

目標

- 抑止力を強化し、我が国に脅威が及ぶことを防止する。
- 日米同盟の強化、パートナーとの信頼・協力関係の強化等により地域の安全保障環境を改善し、脅威発生を予防・削減する。
- グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築する。

日本がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1

日本の能力・役割の強化・拡大

- 外交の強化
- 防衛体制の構築
- 領域保全・海洋安全保障
- サイバーセキュリティ、国際テロ対策、情報機能、宇宙空間の安定的利用、技術力の強化

2

日米同盟の強化

- 日米安全保障体制の実効性を一層高め、より多面的な日米同盟を実現
- 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化
- 安定的な米軍プレゼンスの確保

3

国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

- 韓国、豪、ASEAN、インド：普遍的価値・戦略的利益を共有。協力関係を強化
- 中国：「戦略的互惠関係」の構築
- 北朝鮮：諸懸案の包括的解決に向け、具体的な行動を求めていく
- 多国間枠組み(G7、APEC、EAS、ARF、ADMM+、日米韓、日米豪、日米印、日豪印、日中韓)の積極的活用

4

国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

- 国連外交の強化
- 海洋、宇宙、サイバー空間を含め、国際社会における法の支配の強化
- 軍縮・不拡散、国連PKO等、ODAや能力構築支援、国際テロ対策における国際協力の推進

5

地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化

- ODAの積極的・戦略的活用による民主化支援、開発課題・地球規模課題への対応、人間の安全保障の主流化、自由貿易体制の強化、人的交流等

6

国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進

- 防衛生産・技術基盤の維持・強化、情報発信の強化、社会的基盤・知的基盤の強化

● 防衛装備移転三原則

平和貢献・国際協力の一層積極的な推進を図るとともに、各国との安全保障・防衛協力の強化等を通じて我が国の安全保障の充実を図っていきます。

2014年4月1日、政府は、「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転について、これまでの武器輸出三原則等に代わる、新たな安全保障環境に適合する明確な原則として、防衛装備移転三原則を策定しました。

防衛装備移転三原則

第1原則

移転を禁止する場合
(基準の明確化)

- ①日本が締結した条約やその他の国際約束に基づく義務に違反する場合
※化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約等
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国)への移転となる場合

移転の禁止

第2原則

移転を認める場合の限定
(透明性を確保しつつ、厳格審査)

- ①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ②我が国の安全保障に資する場合

厳格な審査
と
適正な管理

第3原則

目的外使用及び第三国移転に係る適正管理が確保される場合に限定

原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付け

防衛装備の適切な海外移転により、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進を図ります。また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に努めていきます。

● 平和安全法制の整備

2015年9月、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際社会の平和と安定に一層貢献するための「平和安全法制」が成立しました。

政府は「平和安全法制」について、様々な機会を通じ、関係各国に対し透明性をもって丁寧に説明しており、アジア諸国や欧米諸国を含む、世界中の多くの国から支持と理解を得ています。

【制定の経緯】

| | |
|-------------------------------------|--|
| ●2007年5月～2009年6月 2013年2月～2014年3月 | 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集团的自衛権の問題を含めた憲法との関係につき研究を行うため、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を開催。 |
| ●2014年7月 | 閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」において、法案の作成に向けた基本方針を決定。 |
| ●2015年5月 | 「平和安全法制」関連2法案を国会に提出。 ※平和安全法制整備法及び国際平和支援法。 |
| ●2015年9月 | 衆議院、参議院あわせて200時間を超える審議の上、野党3党の賛成も得て、「平和安全法制」が成立。 |

【「平和安全法制」の主な内容】

国際社会の平和と安定への一層の貢献

1. 国連PKO等の国際的な平和協力活動

従来

- ・国連が統括するPKOの枠組みで、伝統的な国家間紛争後の活動や、一国内の紛争後の国造り支援において、輸送・施設活動等を実施。

課題

- ・国際社会が対処する紛争の性質が、国家間の紛争から一国内の衝突等やそれらの混合型へと変化するとともに、長期化する傾向にあり、また、紛争終了後、その当事国の国造りに対する支援と、これを実施するために必要な安全な環境の創出が一層重要な役割に。
- ・また、国連が統括しない枠組みにおいても、人道復興支援活動や安全確保活動等の国際的な平和協力活動が幅広く実施されるように。

「平和安全法制」施行後

- ・従事可能な業務を拡充。
（ ・いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護、司令部業務等を追加
・統治機構（立法、行政、司法）への助言、指導の拡充
・国防組織の設立・再建援助の拡充 等 ）
- ・国連が統括しない国際的な平和協力活動（非国連統括型PKO）への参加が可能に。



南スーダンPKOにおいて活動する自衛隊施設部隊
©防衛省



南スーダンにおいて自衛隊が設置した小学校の簡易歩道
©防衛省

2. 国際社会の平和及び安全を脅かす事態への対応

従来

- ・テロ対策特措法などに基づき、インド洋での海上阻止行動を行う諸外国の軍隊に対する洋上補給活動等を行い、国際社会から高い評価を得てきた。

課題

- ・一般法が存在しなかったため、平素からの情報収集・教育訓練や、派遣を行う際の現地調査や各国との調整を迅速に行えない状況であった。

「平和安全法制」施行後

- ・国際社会の平和及び安全を脅かす事態に際し、一定の要件を満たせば補給、輸送といった協力支援活動や、捜索救助活動、船舶検査活動が可能に。



補給活動を行う補給艦
平成22年度版防衛白書より

あらゆる事態に対する切れ目のない対応

3. 自衛の措置としての「武力の行使」

従来

- ・自衛の措置としての武力の行使が可能なのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られていた。



課題

- ・我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも今後現実に起こり得る。

「平和安全法制」施行後

- ・憲法第9条の解釈の基本的な論理を維持しつつ、解釈を見直し、「新三要件」を満たす場合には、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合でも、我が国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置として「武力の行使」が可能に。
- ・我が国の「専守防衛」との基本方針に変更はない。

●新三要件

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

4. 日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対応

従来

- ・我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に際し、米軍への後方支援活動が実施できた。



課題

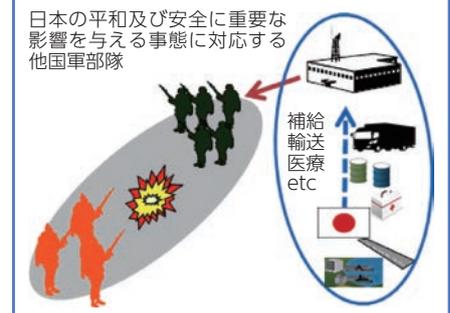
- ・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する上で、あくまで米軍への支援が中核であるが、その他の外国軍隊等との連携も強化することが不可欠。

「平和安全法制」施行後

- ・米軍及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊等への後方支援活動が可能に
- ・また、実施可能な支援の範囲を拡充
(弾薬の提供、宿泊、保管、施設の利用、訓練に関する業務等)

●後方支援活動

日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応する他国軍部隊



5. 在外邦人の保護

従来

- ・外国における緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人を当該外国から安全な地域に輸送することが可能。



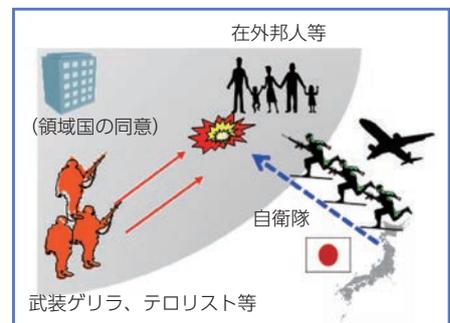
課題

- ・多くの日本人が海外で広く活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、領域国等の同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

「平和安全法制」施行後

- ・領域国等の同意等の要件を満たす場合、輸送のみならず、警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置を行うことが可能に。

●在外邦人の保護



<グレーゾーン事態対応>

閣議決定により、離島の周辺地域等において武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の場合の治安出動や海上における警備行動等の発令手続を迅速化。

II

日米同盟(一層強固で、より大きな責任を有する同盟へ)

日米安全保障条約に基づく日米安保体制は、日本自身の防衛力の整備とあいまって、日本とアジア太平洋地域の平和と安定の確保のために欠かすことができない「基軸」です。さらに、日米安保体制を基軸とする日米同盟はグローバルな安定と繁栄の「公共財」として機能しています。

● 最近の日米同盟をめぐる動き

● 日米安全保障協議委員会(「2+2」)(2015年4月27日)

日本は、従来から、同盟国たる米国との間で、外務・防衛の閣僚級の「2+2」を開催してきています。最近では、2015年4月27日に米国ニューヨークにおいて「2+2」を開催しました。同会合では、近年の緊密な日米関係も踏まえつつ、中長期的な日米安保・防衛協力や在日米軍の再編等について協議されるとともに、1997年以来、18年振りに新たな日米防衛協力のための指針(ガイドライン)(*)が発表されました。

*日米防衛協力のための指針(ガイドライン):日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示したものです。



日米「2+2」共同記者会見



日米「2+2」関係会合

【新ガイドラインのポイント】

我が国の平和・安全の確保

- ・ 平和安全法制との整合性を確保しつつ、様々な運用面での協力の進展(弾道ミサイル攻撃への対処、大規模災害対処における協力等)も踏まえ、平時から緊急事態まで「切れ目のない(シームレスな)」形での日米協力を実現していくこととしています。
- ・ 日米同盟の下での米国の力強いコミットメントを改めて確認しています(**)。

**平時からの協力の充実・連携の強化、日本に対する拡大抑止の維持、有事における米軍の打撃力使用に関し米軍のコミットメントを確認

地域・グローバルや宇宙・サイバーといった同盟の協力の「拡がり」

- ・ 地域・グローバルの平和と安全のための日米協力の在り方や第三国等との連携を明記しました。
- ・ 宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域での協力の拡大を反映し、その在り方を明記しました。

日米協力の「実効性」を確保するための仕組み

- ・ 自衛隊と米軍の運用に係る調整を円滑に行うための同盟調整メカニズム(ACM)及び共同計画策定メカニズム(BPM)を設置することとしました(いずれも2015年11月3日に設置を公表)。



一層厳しさを増す安全保障環境も踏まえつつ、新ガイドラインの下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化します。

III

多層的な安全保障協力関係の維持・構築

地域の安定と平和を実現するために、基本的価値や戦略的利益を共有する国々を中心として、二国間に加え多国間の安全保障協力を強化し、日米同盟を基軸とした平和と繁栄のためのネットワークを構築することを目指しています。

● 二国間及び多国間の多層的な安全保障協力関係の構築

日米韓

- 地域・グローバルな課題について幅広く協力
- 特に、北朝鮮問題の解決に向けた対応において、日米韓の連携は不可欠
- 首脳会談、外相会談及び防衛相会談を開催



© 内閣広報室

日米韓首脳会談

(2014年3月25日 ハーグにて)

アジア太平洋地域の戦略環境の変化に伴い、幅広い分野で日米韓の協力を更に深めていくことはますます重要であるとの共通の認識を得ました。また、日米同盟及び米韓同盟が、東アジア地域の平和と安定に大きく貢献しているとの認識で一致しました。

日米豪

- 戦略的視点から議論を行い、協力を深化
- 首脳会談・閣僚級戦略対話(TSD)及び防衛相会談を開催



© 内閣広報室

日米豪首脳会談

(2014年11月16日

ブリスベンにて)

民主主義、法の支配、紛争の平和的解決等の共有された価値を基盤とし、アジア太平洋地域に平和で、安定かつ繁栄した未来を確保するため、3カ国のパートナーシップをより深化させることを確認しました。

日米印

- 地域情勢など共通の関心事項について率直に意見交換
- 三国間の戦略的なパートナーシップを深化
- 2015年9月に初の外相会談



日米印外相会談

(2015年9月29日 ニューヨークにて)

平和・民主主義及び法に基づく国際秩序への共通の支持とともに、インド太平洋地域の安定と繁栄のため3カ国が緊密に協力していくことを確認しました。

日豪印

- 地域・国際社会における課題につき意見交換
- 次官協議を立ち上げ(2015年6月)・定例化



© 在日オーストラリア大使館

日豪印次官協議

(2016年2月26日 東京にて)

3カ国による対話として、地域情勢等につき幅広く意見交換を行いました。基本的価値観を共有しインド洋・太平洋をとともに見渡す日豪印が地域と国際社会の平和と繁栄を支えるべく協力を進めることで一致しました。

● 多国間の枠組み

● G7

世界の諸問題について首脳間で政策協調を議論するため、基本的価値観を共有する主要先進7カ国及びEUが集う会議。現在は、国際情勢をめぐる安全保障の主要な課題等についても扱っています。2016年は日本が議長を務めます。



G7 エルマウ・サミット (2015年6月) © 内閣広報室

● ADMMプラス(拡大ASEAN国防相会議)

各国の国防大臣が参加し、防衛・安全保障の課題を議論する枠組み。人道支援・災害救援、海上安全保障、防衛医学、テロリズムへの対応、平和維持活動、地雷処理の6分野の専門家会合が設置されています。



第3回拡大ASEAN国防相会議 (2015年11月) © 防衛省

● ARF(アセアン地域フォーラム)

政治・安全保障問題について議論するアジア・太平洋地域の全域的な対話のフォーラム。近年は、海上安全保障、災害救援、軍縮・不拡散、テロ・国境を越える犯罪対策等の個別の分野についても参加国の間で議論が行われています。



第22回ARF閣僚会合 (2015年8月)

● EAS(東アジア首脳会議)

地域の政治・安全保障問題や共通の課題に対し、首脳主導で議論を行い具体的協力を進展させることを目的とした会議。優先協力分野として、エネルギー、金融、教育、環境及び防災、感染症を含む国際保健、ASEAN連結性を設定しています。



© 内閣広報室

IV

平和で安定した国際社会を実現するための努力

平和で安定した国際社会の実現に貢献するため、国際テロ防止のための国際協力や、国連平和維持活動への要員派遣、難民支援、紛争終了後の復興援助、大規模自然災害への対応などを積極的に行っています。

●国連平和維持活動(PKO)

国連PKOは、紛争の停戦後、国連の安全保障理事会(又は総会)の決議に基づき、紛争の再発防止のための停戦監視や平和の構築に向けたインフラ整備など、多様な任務を通じて、紛争の解決と復旧・復興が平和裡に実行されていくことを支援する活動です。

日本は、これまで計13の国連PKO等に延べ1万人以上



南スーダンで施設活動を行う日本の派遣要員とそれを見守る住民 © 防衛省

(2016年1月現在)の要員を派遣してきました。現在、南スーダンPKOにおいて、約350名の自衛隊員がインフラ整備や国内避難民への支援、国連施設の整備等を行っています。

●海賊対処行動

ソマリア沖・アデン湾では、船舶の航行の安全確保のため、2009年から船舶の護衛活動及び同海域の警戒監視活動を実施しています。2013年からは第151連合任務部隊(CTF151)に参加し、ゾーンディフェンスを実施しています。2015年5月末から8月27日まで、CTF151の司令官を海上自衛官が務めました。



ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動 © 防衛省

●国際緊急援助活動

自然災害等を受けた被災国政府等の要請に基づき、自衛隊部隊を含む国際緊急援助隊を派遣しています。これまで41の国・地域に対し、130以上の援助隊を派遣しており、そのうち自衛隊部隊は18の災害に対し派遣され、輸送活動や医療活動などの支援を実施しました。

2015年4月のネパール地震被害に対し、国際緊急援助隊として、救助チーム、医療チームの他、自衛隊部隊を派遣し、のべ約2,900名に対し医療活動を行いました。



ネパールに派遣された国際緊急援助隊(医療援助隊)の活動 © 防衛省

● 開発協力大綱

我が国を取り巻く環境が大きく変化するとともに、開発問題が多様化・複雑化・広範化している状況を踏まえ、2015年2月、政府は、約12年ぶりにODA大綱を改定し、開発協力大綱(新大綱)を閣議決定しました。政府としては、新大綱に基づき、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、民間セクター等とも連携したオールジャパンの協力により国際社会の平和と安定及び繁栄により一層貢献していきます。具体的には、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築等を目指し、開発協力を積極的・戦略的に推進していきます。

開発協力大綱のポイント

日本の開発協力の理念を明確化

平和国家として、国際社会の平和、安定、繁栄に積極的に貢献、人間の安全保障を推進

新しい時代の開発協力

質の高い成長、普遍的価値の共有、持続可能な開発のための2030アジェンダを踏まえた地球規模課題への取組

触媒としての開発協力

市民社会、民間セクター、地方自治体等との連携を推進

多様な主体の開発への参画

包摂的で公正な開発を目指し、女性や社会的弱者等あらゆる主体の参画を促進